

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	前澤化成工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KASEI INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 田中 理
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】	(03)5962 - 0711 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 大庭 広紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】	(03)6264 - 9911
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 大庭 広紀
【縦覧に供する場所】	前澤化成工業株式会社 北関東支店 (さいたま市大宮区東町二丁目20番) 前澤化成工業株式会社 関西支店 (大阪市中央区安土町三丁目3番9号) 前澤化成工業株式会社 中部支店 (名古屋市中区錦二丁目9番29号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月24日開催の当社第71回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金39円 配当総額582,498,384円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

執行役員制度の変更等により社長を執行役員の役付にしたことに伴い、役付取締役に関する規定の変更を行う。

その他、上記の各変更に伴い、条数及び規定内容の整備等に係る所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田中理、久保淳一、齋藤巖及び近藤純一を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、伊東正博、加藤真美、篠崎正巳及び加藤達也を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額260百万円以内（うち社外取締役240百万円以内）」とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額90百万円以内」とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬枠とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	110,703	434	0	(注)1	(注)2 可決(98.639%)
第2号議案	110,394	743	0	(注)1	(注)2 可決(98.364%)
第3号議案				(注)1	(注)2
田中 理	100,771	10,366	0		可決(89.789%)
久保 淳一	95,011	16,126	0		可決(84.657%)
齋藤 巖	109,238	1,899	0		可決(97.334%)
近藤 純一	94,956	16,181	0		可決(84.608%)
第4号議案				(注)1	(注)2
伊東 正博	110,200	937	0		可決(98.191%)
加藤 真美	109,465	1,672	0		可決(97.536%)
篠崎 正巳	109,844	1,293	0		可決(97.874%)
加藤 達也	110,245	892	0		可決(98.231%)
第5号議案	109,064	2,073	0	(注)1	(注)2 可決(97.179%)
第6号議案	109,725	1,412	0	(注)1	(注)2 可決(97.767%)
第7号議案	109,578	1,560	0	(注)1	(注)2 可決(97.636%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の、議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の、議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の、議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。